

公益財団法人相模原市産業振興財団 国内見本市相模原ブース出展事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市産業振興財団（以下「当財団」という。）が、相模原市内に事業所を有する中小企業者等（以下「市内中小企業者等」という。）の販路開拓の促進及び相模原市の情報発信を目的として、国内の見本市・展示会等（以下「見本市等」という。）に、市内中小企業者等のブースと相模原市の情報発信ブースとの合同体である「相模原ブース」を設置し、出展することについて必要な事項を定める。

(出展の対象者)

第2条 「相模原ブース」のうち市内中小企業者等のブースにおける出展の対象者（以下「対象者」という。）は、公募のうえ当財団内において決定した市内中小企業者等、もしくは次の各号に掲げる産業支援機関又は相模原市（以下「産業支援機関等」という。）から推薦を受けた市内中小企業者等とする。なお、募集方法については各見本市等ごとの募集要領に個別に定めるものとする。

- (1) 相模原商工会議所
- (2) 株式会社さがみはら産業創造センター
- (3) 城山商工会
- (4) 津久井商工会
- (5) 相模湖商工会
- (6) 藤野商工会

2 前項の規定に定めるもののほか、理事長が特に認めた市内中小企業者等及び産業振興を目的とした団体も対象者とする。

3 対象者は、出展申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

4 産業支援機関等からの推薦の場合には、産業支援機関等は、出展推薦書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(出展対象の見本市等)

第3条 出展対象となる見本市等は、原則として次の各号に掲げる要件を全て満たし、理事長が定めるものとする。

- (1) 国・地方公共団体が主催、共催又は後援するもの
- (2) 小間数が100以上の規模を有するもの
- (3) 物産展など即売を目的とするものでないもの

(費用負担)

第4条 出展に掛かる経費のうち、主催者に支払う出展料の負担については当財団が助成を行うものとする。

2 前項の助成に関わる事項については、出展の都度、予算の範囲内で理事長が定めるものとする。

3 「相模原ブース」全体の統一した装飾等に掛かる経費については、当財団が負担するものとする。

4 前3項以外の経費については出展者が負担するものとする。

(「相模原ブース」の規模、配置等)

第5条 「相模原ブース」の規模、小間数、配置、及び使用方法等については、当財団が定めるものとする。

(その他)

第6条 出展者は、この要綱のほか、出展する見本市等の主催者が定める出展規約等を遵守する。

2 出展に際し、不適當な行為があったと認められたとき、又は申請書・推薦書と実際の内容に差異があったときは、理事長は出展者に対し出展を取り消すことができる。

3 この要綱に係る出展については、公益財団法人相模原市産業振興財団国内見本市出展助成金交付要綱の規定は適用しない。

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

以上

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。